

第106号議案

神戸市農業共済条例の一部を改正する等の条例の件
神戸市農業共済条例の一部を改正する等の条例をここに制定する。

令和元年11月27日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市農業共済条例の一部を改正する等の条例
(農業共済条例の一部改正)

第1条 神戸市農業共済条例(平成30年10月条例第10号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第3号を次のように改める。

(3) 家畜共済割

ア 死亡廃用共済 共済金額×2.6/1,000

イ 疾病傷害共済 共済金額×20/1,000

(農業共済条例の廃止)

第2条 神戸市農業共済条例は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和2年3月1日から施行する。

(農業共済事業基金条例の廃止)

2 神戸市農業共済事業基金条例(昭和43年3月条例第54号)は、廃止する。

(権利及び義務の承継)

3 この条例の施行の時に現に本市がこの条例に関して有する権利及び義務は、兵庫県農業共済組合に承継させるものとする。

(経過措置)

4 この条例による改正後の第1条の規定は、家畜共済割により賦課する賦課金(以下この項において「賦課金」という。)であって、共済掛金期間が令和2年4月1日以後であるものについて適用し、同日前までの期間に係る賦課金については、なお従前の例による。

(特別会計設置条例の一部改正)

5 神戸市特別会計設置条例(昭和39年3月条例第121号)の一部を次のように改正する。

本則の表神戸市農業共済事業費の項を削る。

(特別会計設置条例の一部改正に伴う経過措置)

6 前項の規定による改正前の神戸市特別会計設置条例に基づく神戸市農業共済事業費に係る特別会計の令和元年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

理 由

神戸市農業共済制度を廃止する等に当たり、条例を改正する等の必要があるため。

神戸市農業共済条例の一部を改正する等の条例について

1. 提案理由

本市では、農業保険法及び神戸市農業共済条例に基づき、農作物共済、家畜共済、園芸施設共済を行っている。

今後、県下においても、農業者の高齢化・後継者不足によって、加入戸数の減少等が見込まれることから、将来にわたって安定的に共済を農業者に提供できるよう、県が主体となり、26 市町・事務組合の合意のもと、令和 2 年 4 月に県下全域を対象とする兵庫県農業共済組合が設立され、農業共済事業を実施する予定である。

このため、神戸市農業共済条例及び関係する条例を一部改正及び廃止する。

2. 改廃する条例

(1) 神戸市農業共済条例

①一部改正（令和 2 年 3 月 1 日施行）

本市の家畜共済においては、令和 2 年 3 月に引受を行う必要があり、令和 2 年 4 月以降の兵庫県農業共済組合での運用を前に、賦課金を次のとおり改正する。

改正前		改正後
乳 牛：共済金額×10/1,000	⇒	死亡廃用共済：共済金額×2.6/1,000
肉用牛：共済金額× 8/1,000		疾病傷害共済：共済金額× 20/1,000

②令和 2 年 4 月 1 日に条例を廃止する。

(2) 神戸市農業共済事業基金条例

①令和 2 年 4 月 1 日に条例を廃止する。

(3) 神戸市特別会計設置条例

①令和 2 年 4 月 1 日に本則の表神戸市農業共済事業費の項を削る一部改正を行う。

ただし、令和元年度決算等に関しては、経過措置として附則で定める。